

### 随意契約理由書

件名	西神・山手線 新長田駅 エスカレーターステップ購入
契約の相手方	株式会社日立ビルシステム 関西支社
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の14第1項2号に該当
随意契約の理由  本件は、西神・山手線 新長田駅のエスカレーターの主要部品であるステップの購入を目的とする。当該部品はエスカレーターの主要な構成部品で、既設メーカー以外のものは互換性がない。上記業者は既設エスカレーターのメーカーであり、部品の購入についても上記業者から以外では履行が不可能である。以上の理由から、本件は上記業者との随意契約を行うものである。	
担当部署 (問合せ先)	交通局 高速鉄道部 施設課 設備係 (電話番号 078-984-0181)